

第7章 景観重要公共施設の整備に関する事項

(景観法第8条第2項第4号関係)

1. 公共施設の整備等に関する基本的な考え方

道路、河川、公園、教育施設、公営住宅などの公共施設は、大規模で目立つ場所に位置するものが比較的多く視覚環境に与える影響が大きいことから、本町の景観を印象づける上で非常に重要な役割を担っています。

公共施設の整備等に関しては、周辺にある自然、田園、まちなみとの調和を図り、外観はもとより施設内のデザインについても景観に配慮していくこととします。

2. 景観重要公共施設の指定方針

景観重要公共施設は、道路や河川、都市公園などのうち、景観形成のための取り組みを周辺と一体的に行うことが期待されるものについて、地域の景観形成上重要な公共施設として、管理者の同意の上、景観計画に位置づけるものです。

本町では、次の基準のいずれかに該当するものを管理者等との協議により「景観重要公共施設」として指定します。

- 三股町の景観の骨格となる軸や拠点に位置する施設
- 歴史的な景観資源である施設
- 景観資源の周辺などで、景観形成を一体的に推進する必要がある地域に位置する施設
- 地域住民などが長年愛着をもち、積極的に景観形成に取り組んでいる施設
- 当該公共施設を整備することにより、周辺と一体的な景観形成の取り組みが期待できるもの

3. 景観重要公共施設の候補

次の公共施設を景観重要公共施設として、管理者と協議した上で指定します。なお、指定後も、必要に応じて見直しを行っていきます。

道路	国道 222 号、国道 269 号 県道都城北郷線、県道都城東環状線、県道財部庄内安久線 1級及び2級町道
河川	沖水川、萩原川、年見川
橋	梶山橋(めがね橋)、轟木橋
公園	上米公園、旭ヶ丘運動公園、椎八重公園、長田峡公園、矢ヶ淵公園

4. 景観重要公共施設の整備等に関する事項

景観重要公共施設については、今後、周辺の景観に十分配慮し、「宮崎県公共事業景観形成指針」及び「美しい宮崎づくりガイドライン」を参照しながら整備するものとします。

また、今後策定する「公共空間の景観形成ガイドライン」において、色彩や意匠などの詳細についてルールづくりを行い、必要に応じて景観審議会に助言を求めることとします。